

事務連絡
平成28年6月14日

法科大学院を置く
各国立大学・私立大学事務局 御中

文部科学省高等教育局
専門教育課専門職大学院室

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」
報告書等の作成について（依頼）

このたび、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日文部科学省通知）及び「『法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム』の見直しについて」（平成27年12月11日文部科学省通知）において通知した「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施します。

つきましては、本プログラムに提案する場合は、別添様式の報告書を作成のうえ、平成28年9月30日（金）までに下記メールアドレス及び宛先にご提出ください。

なお、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日文部科学省通知）や「『法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム』の見直しについて」（平成27年12月11日文部科学省通知）に記載の各事項の定義等については、別添1及び2を参照の上、作成願います。

また、別添1において社会人の定義及び法学系課程の範囲、夜間開講の定義を示していますが、この定義・範囲に該当する人数、実施状況を調査票に記入のうえ、平成28年7月1日（金）までに下記メールアドレスにご提出ください。

記

1. 報告書の提出方法

【郵送先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室
法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム担当行

【メールアドレス】 sen-ps@mext.go.jp

【提出部数】 15部

2. 今後のスケジュール（予定）

平成28年9月30日 提出締切り

10月～11月 審査

12月下旬 評価結果等について公表

3. 留意事項

- ・報告書提出にあたっては、取組の実現可能性を確認するため、関係する参考資料

を添付してください。参考資料の分量はA 4サイズ20頁程度とし、文字は読み易い大きさにしてください。

- 審査に当たり、関係者にヒアリングを行う場合がありますので、ご承知置きください。
- 今後の審査により、追加資料を提出していただく場合がありますので、ご承知置きください。
- 提案する当該取組と認証評価との関係性において気になる点があれば下記担当までご相談ください。
- 平成28年度審査において加算された取組の進捗状況については、後日様式を送付しますので、ご報告願います。（継続して提案する取組については、対応不要です。）

以上

【本件担当】

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 岡、中里
〒100－8959 東京都千代田区霞が関3丁目2－2
TEL：03－5253－4111(2497)/e-mail：sen-ps@mext.go.jp

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム実施に向けた確認事項

【確認事項】：報告書の提出にあたり、審査の前提条件となる定義の明確化。

基礎額算定にあたり

○社会人の定義の明確化

「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者」を対象とする。

○法学系課程の範囲の明確化

学士（法学）を授与している学部学科専攻等を対象とする。

該当する例：鹿児島大学 法文学部法政策学科

該当しない例：横浜国立大学 経済学部経済システム学科

信州大学 経済学部経済システム法学科

○夜間開講の定義の明確化

夜間（大学院設置基準第14条）で完結する課程を対象とする。

※夜間開講（「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成27年12月11日 文部科学省通知）別表1 ※4 参照）については、平成29年度に開講しているものを対象とする。

（参考）

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

（平成27年12月11日 文部科学省通知【別紙】）（抄）

2. 基礎額の設定方法（別表1, 2参照）

○ 下記に掲げる5指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。

- ・ **司法試験の累積合格率**（累積合格者数／累積受験者数）
- ・ **法学未修者の過去3年の司法試験合格率**（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
- ・ **直近の入学者選抜における競争倍率**（受験者数／合格者数）
- ・ **直近の入学定員の充足率**※（実入学者数／入学定員）
- ・ **法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合**（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は**社会人の直近の入学者数・割合**（社会人の入学者数／全入学者数）

○ 上記の分類を行った際、第3類型に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、下記に掲げる指標を加えた6指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

- ・ **地域配置の状況**（同一都道府県内の校数）又は**夜間開講の状況**（夜間開講の実施の有無）

○地域配置の明確化

※地域配置（「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成27年12月11日 文部科学省通知）別表1 ※3 参照）については、平成29年度に学生募集を行った法科大学院数をカウントする。

加算条件審査にあたり

○職域拡大の対象の明確化

法曹有資格者及び法科大学院修了者双方を対象とした職域拡大の取組を対象とする。

○第3類型における加算プログラムとして例示された「連合」の具体的な内容の明確化

連合大学院方式を原則とする。

※現在抱えている課題を解決する実質的な統廃合・共同実施について、連合大学院方式に含めるものとする。

(例①) 第1類型などの法科大学院を基幹校として連合大学院を構成し、入学選抜状況及び司法試験合格状況等において改善が図られること。

(例②) 第2類型などの法科大学院を基幹校として連合大学院を構成し、更に第1類型などの法科大学院から教員の派遣やプログラムの提供を実施し、入学選抜状況及び司法試験合格状況等において改善が図られること。

※1 第2類型の法科大学院同士で構成される連合大学院についても同様の扱いとする。

※2 「連合」の進捗状況については、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム報告書(別添)」において大学間の協議及び意思決定の状況について記載を求めることとする。

審査の判定基準及び加算率について

平成 28 年 6 月 14 日
法科大学院公的支援見直し
強化・加算プログラム審査委員会

1. 審査の判定基準について

卓越した取組

→ 特に優れた先導的取組であり、既に十分な成果をあげている又は十分な成果が期待される取組。

特に優れた取組

→ 特に優れた先導的取組であり、既に成果をあげている又は成果が期待される取組。
→ 優れた先導的取組であり、既に十分な成果をあげている又は十分な成果が期待される取組。

優れた取組

→ 優れた先導的取組であり、既に成果をあげている又は成果が期待される取組。

一般的な取組

→ 優れた先導的取組であるが、成果をあげることが困難と判断される取組。
→ 既に成果をあげている又は成果が期待される取組であるが、一般的な取組。

一層の工夫が必要な取組

→ 一般的な取組であり、成果をあげることが困難と判断される取組。

- ◆継続案件の判定に当たっては、これまでの取組で得られた成果を考慮した上で評価する。
- ◆新規案件の判定に当たっては、昨年度審査において加算された取組の進捗状況も勘案して判定する。

	取組の内容			成果		
	特に優れた先導的取組	優れた先導的取組	一般的な取組	既に十分な成果をあげている又は十分な成果が期待される取組	既に成果をあげている又は成果が期待される取組	成果をあげることが困難と判断される取組
卓越した取組	○			○		
特に優れた取組	○	○		○	○	
優れた取組		○			○	
一般的な取組		○	○		○	○
一層の工夫が必要な取組			○			○

2. 加算率について

	卓越した 取組	特に優れた 取組	優れた 取組	一般的な 取組	一層の工夫 が必要な 取組
通常取組	20%	10%	5%	0%	0%
連携取組	25%	15%	10%	0%	0%
うち都市部と地方 の連携	30%	20%	15%	0%	0%
連合取組	50%	40%	30%	0%	0%
うち都市部と地方 の連合	70%	60%	50%	0%	0%

- ◆連携取組の加算率は、通常取組に対する加算率より高く設定する。また、連合取組は連携取組より加算率を高く設定する。
- ◆特に都市部※₁の高い教育力を有する法科大学院※₂と地方の法科大学院との連携・連合取組に対する加算率は更に高く設定する。
- ◆連携取組は高い教育効果が期待される取組（例：カリキュラムの見直しや教育手法の見直しなどを含めた取組）であることが必要。
- ◆下記参考の趣旨に合致しない連携取組と判断された場合は、通常加算率で評価する。
- ◆加算額については、基礎額の設定時に減額された額の合計の範囲内で対応する。

（参考）連携・連合取組の加算率を高く設定する趣旨について

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成27年12月11日 文部科学省 高等教育局）より抜粋

○ 法科大学院志願者の減、教員の確保難、司法試験の合格状況についての法科大学院間のばらつき拡大等に対応するため、法科大学院間の連携・連合取組の一層の促進が求められることから、法科大学院間の連携・連合取組に対する加算率を、通常取組より増加させる。特に、高い教育力を有する法科大学院が全国的に一定のバランスで配置されるよう、都市部の高い教育力を有する法科大学院と地方の法科大学院による連携・連合取組については更に加算率を大きくする。ただし、一般的な単位交換にとどまらない高い教育効果が期待される取組であることが必要である。

※1 基本的には、七大都市圏であり、かつ、平成28年度審査結果で第一類型とされた法科大学院が存在する都市圏を想定している。

※2 平成28年度審査結果で第一類型とされた法科大学院を想定している。

3. その他

- ・上記の「連携」とは趣旨が異なる取組を複数校で行う場合、参加法科大学院それぞれが提案するのではなく、取りまとめ担当校が代表して申請を行うことが望ましい。